

浜田市告示第 16 号

浜田市通学定期券購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

## 浜田市通学定期券購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示

浜田市通学定期券購入費補助金交付要綱（平成 28 年浜田市告示第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「県内の」を削る。

第 3 条各号列記以外の部分を次のように改める。

補助の対象となる者は、通学定期券を利用して高等学校に通学する生徒（現に市内に居住する者に限る。以下「対象生徒」という。）の保護者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

第 3 条の 2 中「自宅」を「居住地」に改める。

附則第 2 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 11 年 3 月 31 日」に改める。

### 附 則

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、同年 3 月 25 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の浜田市通学定期券購入費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。